

持ち回りで議決した案件の報告について

－ 独立行政法人福祉医療機構業務方法書の変更について －

■ 社会保険病院等の資産の譲受に要する資金の貸付け

(平成 22 年 9 月 30 日施行)

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の存続期間が平成 24 年 9 月 30 日まで延長されることに伴い、同機構が有する社会保険病院等の資産の譲受に要する資金の貸付けに係る対象期間を次表のとおり変更する。

(平成 24 年 9 月 30 日まで)

【附則第 18 条関係】

融資条件区分	【新】	【旧】
対象期間	平成 24 年 9 月 30 日まで	平成 22 年 9 月 30 日まで

■ 認知症高齢者グループホーム等の防災改修等に係る貸付けの特例

(平成 22 年 12 月 22 日施行)

平成 22 年度補正予算の実施にあわせて、対象期間である平成 24 年 3 月 31 日までの事業として、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金管理運営要領（平成 21 年 8 月 20 日老発 0820 第 5 号）により、認知症高齢者グループホーム等防災改修等に係る貸付けの特例を設けるものである。

1. 貸付けの相手方の拡大

小規模多機能型居宅介護事業所に対する貸付けの相手方に NPO 等を追加する。

2. 融資条件の優遇

認知症高齢者グループホーム等防災改修等に係る貸付けに係る融資条件について、次表の通り優遇する。

(平成 24 年 3 月 31 日まで)

【附則第 25 条第 2 項関係】

融資条件区分	【新】	【旧】
利率	機構の理事長が定める	機構法第 17 条第 1 項の規定に基づく長期借入金の利率並びに独立行政法人福祉医療機構債券の利率及び発行の価格により計算して得られる当該債権の利回りを勘案して求められる貸し付けに必要な資金の調達に係る金利を基準として、その金利を下回らない範囲内で、機構の理事長が定める。
貸付金の限度額	所要資金の 100 分の 90※	所要資金の 100 分の 70～80※

※担保評価額の 100 分の 70 を上限とする。